

刑事訴訟法（1993年）

- 1993年カンボジア国憲法
- 1982年2月10日付政令第04号により公布されたカンボジア人民共和国の議会及び国家評議会の組織に関する法律

を理解し、以下を決定する。

第1立法部の第24回会議において1993年1月28日にカンボジア国家議会により採択された刑事訴訟に関する法律を公布する。

プノンペン、1993年3月8日

国家評議会のため

議長

署名及び印

Heng Samrin

第1章

総則

第1条

刑事訴訟に関する法律は、刑事犯罪の存在を法律により判定するために尊重され、厳密に実践される規則を確立することを目的とする。

第2条

刑事犯罪には、2つの別の法的訴訟、すなわち公訴と民事訴訟を起こすことができる。

第3条

刑事訴訟は、社会秩序を混乱させて平和を破るあらゆる行為及び法律に定められた犯罪を有罪とすることを目的としている。

よって、公訴は、法律によって定められた刑罰を犯罪者に科すことにより、これらの犯罪の再発を防ぐよう努める。

第4条

法律によって任命された公務員のみが、公訴を開始することができる。

第5条

民事訴訟は、自身に発生した損害に比例する裁定額を受けることを目的とする。

第6条

公訴と民事訴訟の両方の訴訟とも、それらに密接に相互関係があったとしても、常に別々に提起することができる。

第7条

公訴は、取決めによって解決してはならない。

更なる条項に定められたそれぞれの管轄の裁判所は、刑法違反を知ったときに利用される場合、当該事件を決定するものとする。この原則を遵守しないことは、裁判の誤りとみなされ、懲戒処分又は6日から1か月までの禁錮刑に罰すべきものとする。

第8条

刑事訴訟を実行して訴訟手続に入れることは、検察部門の責任である。

原則として、検察部門において、副検事総長及び検察官は、検察部門を代理し、検察部門の責任の下で、自身の責務を履行する。

原則として、検察部門において、副検事総長は、検事総長が同席するか否かを問わず、検事総長を代理し、検事総長の責任の下で、自身の責務を履行する。

市及び州の検察部門において、副検察官は、検察官が同席するか否かを問わず、検察官を代理し、検察官の責任の下で、自身の責務を履行する。

第9条

違反により被害を受けると確信する人は、裁定を受けるため訴追手続に沿って告訴することができる。

第10条

原告が、刑事犯罪を構成すると自身が考える行為によって被害を受けると確信して告訴を行い、検察庁の代表がこれに対応しない又はそれを追跡調査なしで提出する場合、原告は、当該事件を控訴裁判所へ提出することができる。

第11条

刑事訴訟は、人種、国籍、宗教、性別、又は社会階級の差別なく、カンボジア国のいかなる人に対しても行使することができる。

第12条

民事訴訟は、犯罪、軽罪又は微罪のみに基づくことができるが、民事訴訟が関連するか否かを判断するため、民事上の賠償の基となる刑事犯罪を構成する事実が、法律に従い明確かつ適切に示されるものとする。

他方で、刑事犯罪は、実際に損害をもたらしたものとする。その損害が精神的損害

であっても同様である。

第13条

刑事犯罪があり、その犯罪に起因する損害があるということだけでは十分ではなく、さらに2つの要素、すなわち原因と結果の間に関係があるものとし、言い換えれば、その損害が当該犯罪の直接的結果であり、それが本当にかつ現在発生するものとする。

第14条

原則として、犯罪により個人的に損害を受ける人のみが、民事訴訟を起こすことができる。

犯罪により損害を受けた人を代理して、又はその人のために民事訴訟を起こすことができるのは、損害を受けた人の法定後見権を有する人、又は法律により被害者を代理する権限を有する人である。

第15条

民事訴訟は、犯罪の結果として損害賠償の責任を負うすべての人、すなわち、正犯、共同正犯及びその犯罪の民事訴訟について責任を負う者に対して行使することができる。

民事訴訟は、それが民法の規定に従い、対応する人に対する責任の結果であるため、民事上責任を負う人に対して行使することができる。ただし、民事上責任を負う人は、直接又は単独の有罪判決を受けないものとする。

第16条

民事訴訟は、同時に刑事訴訟と併せて、同じ裁判官に提起することができる。

民事訴訟は、別に提起することもできる。この場合、民事訴訟の行使は、刑事訴訟が最終的に決定されていない間、停止されるものとする。

第17条

民事裁判官に損害について告訴する犯罪被害者であって、既に賠償を受領した者は、同じ事件の公訴において損害を請求する原告ではないものとする。

第18条

本原則は、民事管轄と刑事管轄が同じ事件を受領する場合のみに適用することができる。それは、対象物、理由及び当事者が同一であることを意味する。

第19条

損害を受けた当事者から損害賠償の申立てを受領する刑事管轄は、刑事事件に関して決定するのみではなく、別に開廷している民事訴訟に関して審理を続け、決定する

ものとする。十分に明確にされない場合、判決を後の時点まで先送りするものとする。それにもかかわらず、損害額を現時点で評価できない特殊な事件において、刑事管轄は、損害賠償請求について請求の正当性を単に認識し、補償額の評価を遅らせるものとし、その補償額は、損害賠償を請求する原告により、後で提出される。

第20条

原則として、事件を審理する裁判官は、その事件に由来するすべての争点を審理することができる。それは、刑事裁判官が自身へ当事者により提起されたすべての問題に司法判断を下す権限を有することを意味するが、それであっても、犯罪を確立するのに必要な審問である「予備審問」は、刑事管轄が解決することはできない。それは、提起された問題が純粋な民法の問題である場合にも同様である。

第21条

予備審問には2種類あり、訴訟のための予備審問と判決に関する予備審問である。

訴訟のための予備審問は、この予備審問が明確に解決されていない間、訴追を行うことができない場合に存在する。

判決に関する予備審問は、訴追手続の停止を引き起こす審問である。すなわち、刑事裁判官は、有効な訴追を受領しても、民事管轄から予備決定を受領するときまで実体的事項を決定できない。

第22条

訴訟のための予備審問は、新生児の拐取又は隠蔽に関する犯罪又は軽罪の争点に関して行うことができる審問である。

人の出生状態を隠蔽する犯罪又は軽罪に関し、状態が隠蔽された子どもの親子関係を認める判決がそれ以前にない場合、その訴追を開始することはできない。

第23条

判決に関する予備審問は、所有権又は別の物的財産権に関する答弁、及び重婚裁判における婚姻の存在に関する答弁に付随して起こる。

第24条

所有権又は用益権、利用若しくは地役権などの別の物的財産権に関する予備審問があることを考慮し、刑事訴訟手続において防御の手段として提示される物的財産権は、不動産権であるものとする。それは、刑事裁判官が常に司法判断を下す権限を有し、及び民事管轄により決定されるべき予備審問がない唯一の個人的権利である。

第25条

占有権は、それが有効な権原により又は検討することが十分に重要な性質の権原に

より実証される場合のみ、予備審問になる。その他の場合において、権利を確立するために証人を利用することによってのみ訴えられる場合、その事件は刑事管轄の検討対象にとどまる。

第 26 条

所有権又は他の物的財産権に関する予備審問は、管轄によって自動的に提起されず、被疑者自身によってのみ提起されるものとする。

第 27 条

予備審問は、訴訟のいかなる段階でも、上訴段階であっても、提起することができる。

第 28 条

訴追が重婚に関連する場合、2つの婚姻のうちの1つの無効について提起することができるが、提起された事実の主張により、その無効が可能になることが条件である。

第 29 条

予備審問が提起され、違反すれば無効の罰則を適用する条件で、刑事裁判官により証拠能力があるとみなされる場合、判決を停止し、予備審問を提起する当事者が正当な管轄へ付託することを可能にする時間を設定するものとする。

第 30 条

いかなる場合も、裁判官は、審理なしで被告を放免しないものとする。

裁判官は、付随的答弁に証拠能力がないと考える場合、それを単に拒否し、審理を続け、自身の決定の理由においてそれを義務的に示すこととする。判決がこれに関し理由を示さない場合、絶対的無効による無効となる。

第 31 条

第 29 条で指定された設定時間の満了時に、被疑者が予備審問について正当な民事管轄へ付託したことを正当化する場合、審問に関する判決を取得するために新たな時間制限を付与することができ、検察部門の代表者によりこの時間制限の満了日について通知される。

時間制限の満了時に、予備審問に関する最終決定が行われる場合、手続は正常に進むものとする。その決定がなく、及びその遅延が被疑者の過失に帰する場合は、中間審問の行使を放棄したとみなされる。刑事法廷は、手続を継続するものとする。

第 32 条

被疑者が付随的答弁の申請者である場合で、その者が予備審問に関して自身に有利

な判決に持ち込む場合、刑事管轄は、この決定を認め、被疑者を放免するものとする。

被疑者が予備審問の手續において失敗する場合、刑事管轄は、付随的答弁が管轄でなかったかのように訴訟を進めるものとし、付随的答弁が行われなかったかのように公訴を進めるものとする。

第33条

民事訴訟の放棄は、訴追を止めることも停止することもできない。

第34条

訴追は、以下の場合に無効にすることができる。

- 犯罪者の死亡
- 犯罪の出訴期限の満了
- 大赦
- 14歳超の未成年者の同意のある拐取、先祖に関する侮辱など、多くの刑事犯罪における被害者の取下げ

第2章 司法警察

第35条

司法警察は、犯罪、軽罪及び微罪を捜査し、証拠を集め、刑罰を担当する管轄に犯人を引き渡す。ただし、犯罪者は、その者が現行犯で捕えられる明白な犯罪若しくは軽罪を犯す場合、又は出頭命令若しくは逮捕状がある場合、司法警察が逮捕して裁判所へ引き渡すことができる。

第36条

司法警察又は司法警察の責務を履行する者は、以下のとおりである。

- 職責のみに関して捜査を担当する検察官及び判事
- 司法警察及び経済警察の部門の部門長及び副部門長
- テロ対策部門の部門長及び副部門長
- 市及び州警察の警察委員長及び監察官
- 刑事警察及び経済警察の議長
- テロ対策局の議長
- 治安警察局の議長
- 郡、州及び区の政治監察官
- 刑事犯罪に関する行政警察署の議長
- 交通違反のための交通警察又は交通違反部門の警察委員長
- 軍法違反のための軍警察の議長及び警官
- 国境警備隊員

- 関税違反のための税関検査官
- 農林水産の警官

司法警察のあらゆる業務は、検察官の直接の指導下及び控訴裁判所の検事総長の監督下にある。

第 37 条

司法警察官の業務構成は、以下のとおりである。

- 刑事犯罪が発生する場所における司法警察官
- 犯罪者の住居における司法警察官
- 犯罪者が発見される場所における司法警察官

第 38 条

司法警察官は

- 告発、訴状、並びに犯罪、軽罪及び微罪に関する司法警察報告書を受領する。
- 証拠を集める。
- 公権力の支援を要請することができる。
- 報告を行う。
- 査問委員会を受け入れることができる。
- 最長 48 時間の拘留を決定することができる。

現行犯で捕まえられる犯罪又は軽罪の場合、司法警察は、目撃者に質問し、搜索し、証拠提出物を押収し、専門家を任命し、犯罪者を 48 時間拘留することを決定できる。

第 39 条

司法警察官は、自身の発見事項及び搜索結果を「報告書」と呼ばれる書類に記載するものとする。

原則として、警察の報告書は、必ずしも訴追の根拠ではない。当該報告書は、検察官及び裁判官のため、評価の要素をただ提供するのみである。

第 40 条

報告書には、報告者の姓名及び職能を示し、報告者は報告書に署名し日付を記入するものとし、これらを遅滞なく行う。既存の文章の抹消及び上書きは承認されなければならない。

第 41 条

原則として、報告書は、情報としてのみの価値である。言い換えれば、警察の報告書は、単なる報告書の価値を有し、管轄又は裁判官に信じることを義務付けない。

第 42 条

司法警察の報告書は、司法警察官によって作成される場合、真正な反対証拠とみなされるものとする。この場合、裁判官は、相反する証拠が提示されない限り、その報告書の本質を真正かつ正確に検討するものとする。これらの相反する証拠は、あらゆる法的手段により自由に裁判官へ提示することができる。

第 43 条

微罪の場合、司法警察の報告書は、相反する証拠が示されるときまで、常に真正とみなされるものとする。唯一の条件があり、報告書を作成する警察官は、微罪に関する取り調べを行う質を有するものとする。

第 44 条

司法警察官は、最短の期間で、正当な管轄の検察官に対し、証拠提出物とともに自身の報告書を提出するものとする。

第 45 条

司法警察官は、すべての刑事犯罪に関して公式な取り調べを直接行う権利を有する。ただし、法律により、損害を受けた当事者からの訴状が取り調べの前に必要となる一部の犯罪を除く。

第 46 条

司法警察官は、証拠を集める権利及び捜索を行う権利も有するが、この家宅捜索権は、犯罪又は軽罪が現行犯である場合のみ行うことができる。

第 47 条

司法警察官は、現行犯で捕えられた犯罪又は軽罪の場合のみ、犯罪者に対する権利を有する。司法警察官は、可能な最も迅速な輸送手段により、必要な輸送時間を含まない 48 時間以内に、正当な管轄へ犯罪容疑者を連れて行くものとする。

この厳格な規則を遵守しない場合、当該警察官は、暫定刑法第 22 条及び第 57 条に従って処罰されるものとする。

第 48 条

いかなる場合も、司法警察官は、自身が受領した刑事事件を、既に決着がついていても、継続することなく綴じ込む権利を有しない。司法警察官は、常に、管轄の検察官へ自身の報告書を送るものとする。

第 3 章 **州の検察庁**

第 49 条

州の各裁判所には、1つの検察庁がある。各検察庁には、1名の検察官及び1名の補助検察官がいる。

第50条

原則として、検察官は、裁判所の長官と同じ階級を有する。

第51条

刑事訴訟及び民事訴訟の司法判断を下す裁判所は、検察庁の代表者の参加がある場合に限り、全員出席とみなされる。

第52条

刑事管轄に関し、検察官は、常に本人であるものとする。その意味で、被疑者を告訴し、被疑者に対する法の適用を要求することにより裁判所へ告訴を提出するのは当該検察官である。

第53条

民事管轄に関し、検察庁の代表者は、民事事件において共同当事者に過ぎず、検察官の代表者は、事件を控訴裁判所又は最高裁判所へ上訴してはならない。

第54条

民事訴訟に関し、公法及び公序に関連する又は未成年者若しくは身体障害者等の利益に関連する訴訟に関し、検察官の代表者は、自身を本人とみなすものとする。この場合、検察庁は、自動的に行動を起こす。

第55条

犯罪又は軽罪の犯行を知った場合、検察官は、法律により自身に提供され及び真実を見出すために必要な捜査手段を直ちに進めるものとする。行われた犯罪又は軽罪が例外的に深刻である場合、検察官は、控訴裁判所の検事総長及び司法大臣へ直ちに通知するものとする。検察官は、この問題において自身がそれらから受領する指示を実行するものとする。

検察官が病気その他の理由で対応できない場合、補助検察官は、代わりに担当するものとする。多くの補助検察官がいる場合、階級が上位の者が検察官に取って代わるものとする。

補助検察官がない場合、司法大臣は、当該検察官に取って代わるその管轄の裁判官を直ちに決定するものとする。極度に緊急の場合、管轄の長官は、検察官に一時的に取って代わる裁判官を指名することができ、司法大臣へ直ちに通知するものとする。

第56条

検察官は、以下の責務を有する。

- 犯罪又は軽罪に関連する訴状及び告発であって、それがいかなる人から、司法警察官又は刑事訴訟の正式管轄からの告訴であっても、受領すること。
- 犯罪、軽罪又は微罪を確かめる司法警察官によって作成された報告書を受領すること。
- 罪が犯罪又は現行犯の軽罪である場合、自身で予備調査を進めること。
- 自身の責務の履行のため公権力を出動させること。

第 57 条

検察官は、微罪犯を捜索する責務を負わないが、刑事法廷がその微罪を審査する場合、検察官は、その微罪に関する刑罰を要求することができる。

第 58 条

検察官は、訴状、告発又は報告書を受領する場合、以下のさまざまな列で構成される「オーダー・レジスター」と呼ばれる登録簿にそれを直ちに登録するか、誰かに登録するよう求めるものとする。

- 最初の列は、事件番号及び登録簿への登録日用である
- 第 2 列は、犯罪者の姓名用である
- 第 3 列は、原告がいる場合の原告の姓名用である
- 第 4 列は、犯罪の性質、日付、及び場所用である
- 第 5 列は、その他雑多な項目用である

第 59 条

訴状、告発、又は報告書が受領された場合であって、検察官が刑事犯罪にならないと考える場合、検察官は、処理せずに、並びにその訴状、告発又は報告書に及びオーダー・レジスターにも自身の意見を記載してその事件を綴じ込むものとする。その場合、検察官は、自身がその訴状を受領した日から 2 か月を越えない期間内に、自身の決定に関して原告へ通知するものとする。原告は、検察官の決定について控訴裁判所へ上訴することができる。

検察官による処理なしで綴じ込むという決定は、既判力を有しない。これは、検察官が、出訴期限法により又は法律に定められた他の事例により訴追が期限切れにならない限り、自身の決定を原告に通知しなければならないことを意味する。

第 60 条

訴状が犯罪又は軽罪に関係した場合、検察官は、裁判所における調査を直ちに開始するものとし、これは、検察官が、法律に従って犯罪を指摘し及びその犯罪について責任があると推定される人を示し、裁判官のところへ送る予審請求と呼ばれる起訴を行うことを意味する。

第 61 条

軽罪の場合、検察官は、犯罪者を起訴し、判決のため刑事裁判所へ直接その者を送るか、又は上記第 60 条の記載と同じ方法を進めることができる。

検察官は、事件ファイルが完成しており、及び犯罪を構成する十分な要素がある場合に、犯罪者を起訴し、判決のため裁判所へ送る。

検察官は、事件を裁判所へ送る前に、追加の調査を行う権利を有する。この場合、検察官は、司法警察官に必要な情報を求めることができる。すべての情報を取得した場合、検察官は、事実の完全な知識に基づく判決のため事件を裁判所へ送る。

第 62 条

行われた犯罪が現行犯である場合であって、調査裁判官がその事件を受領しなかった場合、検察官は、容疑者に対して逮捕を通じて出頭するよう命令を出すことができる。

検察官は、その人を直ちに尋問するものとする。その人に人権擁護者が付き添っている場合、検察官は、人権擁護者の立会いで容疑者に尋問するものとする。検察官は、証拠の十分性を確保するため、立ち会っている証人に質問し、一時的な処置を講じるための命令を出すことができる。

検察官は、刑事犯の家を捜索し、真実を見つけるために必要な証拠提出物を押収することができる。

検察官は、有用な情報を提供するいかなる人も尋問することができるが、その人に証言するよう命令してはならず、又は宣誓するよう命令してはならない。検察官は、検察官が必要と考える場合、証拠提出物を評価するための専門家を任命する権利を有する。

検察官は、いかなる人にも、犯罪の現場から立ち去ることを禁止する権利を有する。その禁止が尊重されない場合、検察官は、その人を 24 時間拘留する請求を出すことができる。

事故の場所に関する報告書が完成する場合、検察官は、そのファイル及び予審請求を直ちに裁判官へ送るものとし、裁判官は、自身が必要と考える場合、引き続き更なる情報を集め又はすべての書類を見直す。調査裁判官が事件を受領し、犯罪の現場に立ち会う場合、検察官又は司法警察官は、全捜査工程を裁判官へ与えるものとする。

第 63 条

検察官は、犯罪者が拘留されて適切に自身へ送られる場合、犯罪者に関する罪状が十分に確立されているか否かを直ちに調べるものとする。

罪状が、禁錮により処罰すべき現行犯の犯罪に関連する場合、検察官は、最初に以下に関して犯罪者に尋問する。

- 犯罪者の姓名、年齢、職業、住所、及び生年月日が記載された身分証明書

- 犯罪者の両親の姓名
- 犯罪者の経歴，特に過去の司法記録の要約

その後，検察官は，以下に関して質問する。

- 犯罪者に嫌疑がかけられた犯罪
- 犯罪に関連するあらゆる状況

検察官は，書記官に報告書を書かせ，当該報告書に署名するものとする。

この報告書には，犯罪者も署名するものとする。犯罪者が，署名の仕方を知らない場合，検察官は，報告書においてその旨言及し，犯罪者に指紋を押捺させるものとする。

第 64 条

軽罪事件を受領した場合，裁判長は，拘留に関して決定し，被疑者を次の審理に連れてくるよう求める。当該裁判官は，ファイルが不完全であることに気付く場合，その審理を拘留日から数えて 4 か月以内の後日に延期することができる。

第 65 条

裁判長は，保釈金の有無を問わず，被疑者を一時的に釈放できると考える場合，実体的事項を調査する前に，この問題を決定するものとする。当該裁判官は，被疑者が書面で一時的釈放を要請する場合，同じ方法で行動する。

第 66 条

裁判長は，自身が受領する事件が，起訴において決定された現行犯の軽罪にならないと考える場合，この手続を取り消し，法律に従った処置のため事件を検察官に送り返す。検察官は，捜査の仮命令を出し，事件を調査裁判官へ送り，その裁判官は，法律に記載された規則を続けるものとする。

第 67 条

検察官は，有罪判決を受けた人が最長で 1 年を越えない禁錮刑に処せられる場合，手続を直接裁判所へ振り向けるものとし，かかる刑でない場合は，事件を調査裁判官へ送るものとする。

第 4 章 調査裁判官

第 68 条

各州及び市裁判所において，作業負荷及び裁判所の必要性次第で，刑事事件の調査について責任を負う 1 名又は多くの裁判官がいる。

いかなる裁判官も，自身が調査に関わった事件の判決に参加してはならない。

第 69 条

調査裁判官は、自身が検察庁の代表者から予審罪状を受領しなかった場合、調査行為を行うことができない。

調査裁判官が訴状の提出を直接受けた場合、当該裁判官は、調査を始める前に、当該訴状及び添付書類を検察官へ送るものとし、検察官は、前章の規定に従って手続を行う。

第 70 条

調査裁判官は、決定された行為の訴迫について付託される。よって、調査裁判官は、検察庁からの予審罪状に明記された犯罪行為の分野においてのみ調査するものとする。

第 71 条

調査の間に、新たな罰すべき行為が生じる場合、調査裁判官は、この新たな罰すべき行為を調査できるようにするため調査用の新たな予審罪状を有するものとする。

その新たな行為が、当該裁判官に付託された前の事件の加重状況のみであった場合、その予審罪状に関して同じ義務は要求されない。

第 72 条

調査裁判官は、常に書記官同伴で犯罪発生現場を訪問する権利を有する。この場合、訪問の事前通知が検察官に与えられるものとする。

第 73 条

裁判官によって調査された帰責行為に軽罪の性質がなく、微罪のみである場合、調査裁判官は、調査を続け、その後に裁判所へ事件ファイルを送る。

第 74 条

同じ刑事事件を受領する異なる領域範囲の多くの調査裁判官の間で争議がある場合、その争議は控訴裁判所へ差し向けられるものとし、当該裁判所は上訴なしでこれを決定する。

第 75 条

被疑者が最初に出頭する場合、調査裁判官は、当該被疑者の身元を記録し、その者に帰責行為を通知し、当該被疑者に対して、その者により選ばれる又は自動的に任命される弁護士又は擁護人の支援なく答える又は答えない権利を有することを告げた後に、その者の供述を受ける。

第 76 条

最初の出頭時、及び身元を記録してその者の起訴された行為を告げた後に、被疑者が裁判官に対し、自身が弁護士を選ぶと伝えるか、又は弁護士が自身の弁護のため政府により自動的に任命されることを要請する場合、調査裁判官は、尋問を停止し、弁護人の立会いで被疑者を尋問するためすぐに弁護人を呼ぶものとする。

弁護士の自動的な任命は、以下の場合に裁判長によって行われるものとする。

- 被害者が防御力のない未成年者である。
- 被疑者が防御力のない未成年者である。
- 被疑者が、口がきけない、耳が聴こえない、目が見えない又は精神障害がある。
- 罪を犯した被疑者に擁護人を雇う余裕がない。

上記以外の場合、調査裁判官は、被疑者が自分で防御することを受諾する場合、当該被疑者を尋問することができる。

第 77 条

弁護士又は擁護人が指示された日時に現れない場合、調査裁判官は、弁護士の立会いなしで尋問する権利を有する。調査裁判官は、報告書においてこの不在に言及するものとする。

第 78 条

事件ファイルは、弁護士又は擁護人がいつでも自由に使えるようにされるものとする。

事件ファイルのやりとりは、書記官の事務所又は可能な場合は調査裁判官の事務所で行われるものとする。

弁護士又は擁護人は、自身の全責任の下で、自身の書記官により事件ファイルに含まれるあらゆる書類の複製を作成する権限を有することができる。

第 79 条

被疑者の最初の出頭の直後に、調査裁判官は、当該被疑者を自由にするか又は一時勾留するかを決定する権利を有する。この決定は、上訴がある場合であっても、その上訴が検察官からでない限り、直ちに執行可能である。

すべての当事者は、自身の要請を拒絶する決定の通知を受領した日から正味 15 日以内に、上記の決定について控訴裁判所へ上訴する権利を有する。

控訴裁判所は、当該上訴要請を受領した日から最大 15 日以内に、その事件を決定するものとする。

第 80 条

被疑者が勾留されており及び弁護士又は擁護人がいる場合、その弁護士又は擁護人は、自身の依頼人と自由にやりとりすることができる。

弁護士又は擁護人と勾留されている依頼人との間の会話は、聞かれず又は記録もさ

れないものとする。弁護士又は擁護人は、自身が事件ファイルから見た又は複製したあらゆる書類について、及び自身が依頼人の防御のために役立つと考えることについて、依頼人に伝える権利を有する。しかしながら、弁護士は、調査裁判官の特別な許可なく、依頼人に書類又は物を手渡さないものとする。

第 81 条

調査裁判官は、あらゆる人、訴状又は告発状に名前が示された人、被疑者により要求される証人、及び真実を明らかにするために聴聞が役立つと思われる他のすべての人に対して、自身のところへ出頭するよう召喚状を発する。

あらゆる場合において、調査裁判官は、一方当事者と別の当事者、又は 1 名の証人と他の証人ら、又は証人らと当事者らを対峙させる権利を有する。

第 82 条

尋問前に、証人は、自身の宗教又は信仰に従って宣誓するものとする。証人は、一人ずつ別々に質問されるものとする。裁判官が、対峙することが必要であると考えられる場合はいつでも、被疑者を証人の前に連れてくることができる。

第 83 条

証人の証言録取書は、証人にこの証言録取書を読み聞かせた後に、裁判官、書記官及び証人によって署名されるものとする。証人が署名することを拒否する場合、この拒否に言及するものとする。証言録取書の各ページは、裁判官、書記官及び証人によって署名されるものとする。

行間のいかなる空白も認められない。棒消し、削除及び参照は、裁判官、書記官及び証人によって承認及び署名されるものとする。上記と同じ手続が、当該事件における他の人の証言録取書に適用されるものとする。

第 84 条

証人になるよう召喚状を送られたすべての人は、その罰則付召喚令状に十分に対応するものとする。

罰則付召喚令状の受領後に証人が裁判官のところへ出頭しない場合、裁判官は、証人の証言を聴き記録するため、自身の書記官を証人の住所へ同伴することを指図することができる。

第 85 条

もし証人が病気又は移動できないならば、特に必要がある場合には、調査裁判官は、書記官と共に、証人から話を聞いて証言を記録するため、証人の住居を訪れることができる。

第 86 条

調査裁判官は、証人が当該裁判官の管轄下の市又は州以外の市又は州に住んでいる場合、当該証人の供述を聴いて記載するため、当該証人が所在する州又は町の裁判官に対して査問委任状を発行することができる。

第 87 条

証人の聴聞に加え、調査裁判官は、真実を明らかにするために役立つとみなされる他の処置を講じることができる。例えば、調査裁判官は、家宅捜索のため被疑者の住居を訪問しに行くことができる。この場合、弁護士又は擁護人は、それについて知らされ、またその訪問において裁判官に同行するよう促されるものとする。

調査裁判官は、自身の仕事を詳細に記載した報告書を作成するものとし、書記官及び捜索に参加した他のすべての人とともに署名するものとする。

調査裁判官は、自身が押収した物及び書類の正確かつ詳細な目録を作成し、密封及び押印された容器にそれらを保管するものとし、当該容器に裁判官及び書記官が署名する。

第 88 条

調査裁判官は、真実を明らかにするために必要な手段であると自身が考える場合はいつでも、専門家を呼ぶことができる。この場合、調査裁判官は、当該犯罪の性質及び状況を評価することができるかとみなされる人を探すものとする。

原因不明の理由による死亡があった場合、調査裁判官は、その理由の確立を専門とする医師に依頼するものとする。

あらゆる専門家の経費は、被疑者が最終的に有罪になる場合に被疑者の負担となる裁判所費用に含まれるものとする。訴追の根拠がない場合、又は被疑者が放免される場合、国家はその専門家経費を負担する。

調査裁判官は、自身が必要とみなす場合はいつでも、最初の鑑定を確認するため 2 番目の専門家鑑定を命じることができる。

第 89 条

調査裁判官が、調査が完了したと考える場合、事件ファイルは、24 時間、被疑者の弁護士の自由に保管されるものとする。その後、調査裁判官は、開示の命令を出すものとする。次に、当該ファイルは、検察官へ送られる。

当該ファイルを受領してから 3 日後、検察官は、書面による起訴を作成し、それを調査裁判官へ差し戻すものとする。

第 90 条

調査裁判官が、当該行為が重罪、軽罪若しくは微罪にならない、又は罪を問われた犯罪者に関する罪状が証拠によって十分に実証されていないと考える場合、調査裁判

官は、訴え却下命令を出す権利を有する。原則として、調査裁判官の命令は、十分な誘因になるものとする。

この命令及びファイルは直ちに検察官へ送られ、検察官が 24 時間以内に控訴裁判所へ異議申立てを提出できるようにするものとする。検察官からの異議申立てがある場合、勾留された被疑者は、一時的勾留にとどまるものとする。反対に、検察官からの異議申立てがなく及び被疑者を勾留する他の理由がない場合、調査裁判官は、被疑者を釈放する命令を出す。

第 91 条

損害賠償を請求する原告がいる場合、当該原告は、検察官により承認された訴え却下命令について通知を受けるものとする。その通知の受領日から 60 日以内に、原告は、控訴裁判所に異議申立てを行う権利を有する。

控訴裁判所が訴え却下命令を覆す場合、控訴裁判所の長官は、再逮捕の命令を出し、被疑者が一時的に釈放されている場合は被疑者を暫定的に勾留することができる。

第 92 条

発見された犯罪の性質が軽罪又は重罪である場合、調査裁判官は、検察官から起訴を受領した後、州・市裁判所へ被疑者を送るものとする。

調査裁判官は、犯罪の帰責行為に関する適格性を完全に自由に判定できる。調査裁判官が、自身による犯罪の適格性確認が検察官の適格性確認と異なると確信する場合、裁判官は、この適格性の変更の動機について公判付託決定に明記するものとする。

この場合、犯罪の適格性の変更命令は、検察官へ送られるものとし、当該検察官は、48 時間以内に控訴裁判所へ上訴の通知を発する権利を有する。

第 93 条

犯罪の適格性が軽罪から重罪へ変更される場合、新たな起訴を有する必要がある、重罪で起訴された人は、その新たに起訴された行為に関して再尋問されるものとする。

第 94 条

あらゆる場合において、検察官は、調査裁判官の決定のうち自身が納得しないものについて上訴することができる。

第 95 条

原告が、一時的に釈放されている被疑者の勾留を要請する場合、調査裁判官は、5 日以内にこの問題に関して決定を行い、原告へ決定を通知するものとする。原告は、調査裁判官の決定について、通知日から 15 日以内に控訴裁判所へ異議申立てする権利を有する。

第5章 州又は市の法廷

第96条

各州又は市には、その地域管轄がその州又は市の全域を対象とする1つの裁判所が存在する。刑事法廷として、州又は市の裁判所は、あらゆる種類の刑事事件について権限を有する。

憲法により有効であるため、刑事裁判所及び民事裁判所は、裁判官、補助検察官及び裁判所書記官の支援の存在を必要とする。

裁判官は、裁判所の長官、副長官又は判事の場合がある。

第97条

両親及び四親等までを含む姻族は、裁判官として又は検察部門の代表者としてを問わず、同時に同じ裁判所の構成員ではないものとする。

この原則は、州又は市裁判所ばかりでなく、レベルにかかわらず、すべての管轄にも適用される。

第98条

原則として、裁判官と検察部門の代表者の間に絶対的な職務の抵触がある。

いかなる手続においても自身の責務を履行する検察部門の代表者は、同じ事件において裁判官であってはならない。

調査裁判官と公判裁判官の間にもまた職務の抵触がある。

第99条

調査裁判官又は公判裁判官の不在又は行為無能力の場合、当該裁判官は、同じ裁判所の裁判長により任命される別の裁判官が取って代わることができる。

それは、その法廷に1名も裁判官がいない場合である。

第100条

不在又は行為無能力の検察官には、常に、その助手のうちの1名が取って代わるものとする。助手がいないときは、隣接する州又は市裁判所の検察部門の代表者が、当該検察官に取って代わるため、検事総長により任命されるものとする。

第101条

聴聞の間に構内で軽罪が発生する場合、裁判官は、その問題に関して報告書を作成し、検察部門の代表者の罪状、被疑者及び証人の申告を聴聞するものとし、当該法廷は、法律に定める刑罰を適用し、法廷を離れることなく平常通り手続を継続するものとする。

重罪が発生する場合、法廷被告人は直ちに逮捕されるものとし、同時に報告書が作

成されるものとする。証拠として提供された物及び被疑者は、検察庁の罪状とともに調査裁判官へ送られるものとする。

第102条

刑事管轄は、以下により付託されるものとする。

- 検察官の直接の召喚状
- 調査裁判官の公判付託決定
- 上訴又はその他の管轄の裁判所への移送状
- 現行犯事件における、裁判所への被疑者の即時引渡し

第103条

刑事管轄は、自身へ移送された被疑者の事件に関してのみ決定するものとする。証人として召喚された人が、正犯であると分かる場合、共同正犯又は共犯者は、法律に定める通常の正規手続及び時間制限に従ってその者に対して出された罪状又は公判付託決定がある場合を除き、審査されないものとする。

第104条

刑事管轄は、罪状、公判付託決定又は差戻しで言及された行為に関し、及び聴聞に由来する行為に真に関連する付帯的状況に関してのみ決定することができる。

第105条

裁判所が、付託書類で挙げられた犯罪適格性が適切でないことを確認する場合、裁判所は、行為に正確に帰責する適格性を変更することができるが、直接召喚状、公判付託決定又は差戻しに記載された事実に密接に関連する要素へのいかなる追加もないことを明示的な条件とする。

第106条

変更が、軽罪から重罪への変更である場合、刑事裁判所は、法律に定められた時間制限及び正規手続に準拠して新たな起訴に関して手続するため、検察官へ事件を戻すものとする。

第107条

判決のため付託される行為が十分に明確でないと思われる場合、裁判所は、補足的な調査を自身で進めるか又は当該事件を裁判官若しくは検察官へ返却することができる。

第108条

被疑者は、追加の尋問又は審理のいずれかのため、あらゆる法廷において本人が直

接裁判官のところへ出頭するものとする。被疑者が裁判所に出頭し、自身を防御する機会を有する場合、行われる判決は、公判後の判決になるものとする。

第 109 条

民事上責任のある人又は原告は、弁護士又は擁護人に代理されることができる。

彼らは、書面の委任状をもって、自身の直系の親又は姻族に代理されることができる。

第 110 条

被疑者、民事上責任のある人及び原告は、書記官の事務所で自身の事件についてファイルを読むことができる。

第 111 条

適切に召喚された被疑者が裁判所に出頭しない場合、判決は、欠席で進められるものとする。裁判官が、被疑者が時間制限内に召喚令状を受け取らなかったとみなす場合、裁判官は、次の開廷まで聴聞を延期することができる。裁判官は、被疑者が新たな召喚状により出頭しない場合、欠席判決を下すことができる。

第 112 条

民事上責任のある人が出頭しない場合、この不出頭は、裁判所の書記官の訴訟手続記録に記録されるものとする。裁判所は、その責任ある人を被疑者に結び付ける法的関係があるか否かを決定するものとする。被疑者に関して有罪の十分な証拠がある場合、裁判所は、損害の結果を評価するものとする。

第 113 条

原告が裁判所に出頭せず、及び被疑者の有罪が認められた場合、裁判所は、独自の判断に基づき、原告の請求がある場合、損害賠償の費用を決定するものとする。

第 114 条

被疑者が出頭しない場合であっても、裁判所は、被疑者が出席しているかのように、証人の証言を聴くこと、裁判所を真実の解明に導く可能性があるあらゆる書類及び情報を調べることにより、手続を進めるものとする。裁判所は、十分な証拠がないことが分かる場合、欠席した被疑者を去らせることができる。刑の宣告手続の場合、裁判所は、被疑者について酌量すべき情状を認めることを決定することができる。つまり、審理の間に被疑者が出頭しないことは、加重状況にならないものとする。

第 115 条

被疑者への欠席判決の宣告は、当該被疑者が当該決定通知の受領日から 15 日以内

に裁判所の決定に異議を唱える場合、無効になるものとする。

ただし、その通知が本人に直接行われない場合、又は被疑者に知らせる判決執行令状がない場合、その決定には、処罰の制限期間が満了するときまで異議を唱えることができる。

第 116 条

被疑者が前に示された場所にもう住んでいない場合であって、通知を担当する司法警察が当該被疑者の新たな住居を見つけることができない場合、欠席判決の通知は、当該被疑者の最後に知られている住所で投函されるものとする。また、この通知は、国民委員会のクム又は区の事務所に投函され、全国ラジオで発表され、公式な新聞で公表されるものとする。

第 117 条

欠席判決の通知は、この判決を、訴追制限期間を処罰制限期間に代える効果を有する真正な司法決定に変える。軽罪の場合は 3 年の制限期間、重罪については 10 年である。

この原則は、裁判所の決定が、被疑者の住居又は国民委員会のクム若しくは区の事務所宛の投函、全国ラジオでの放送、又は公式な新聞での公表により通知される場合にも適用される。

この決定は、原告が民事賠償を請求する場合、当該賠償にも適用することができる。

第 118 条

欠席判決の通知に関して抗議がある場合、例えば、当該通知の原本が紛失する場合、この通知は、なされていないとみなされるものとする。

第 119 条

通知は、本人に直接行われることが望ましい。真摯に努力した後で、被疑者が見つからない場合、第 116 条に定める処置が講じられるものとする。

第 120 条

原則として、異議申立ては、裁判所書記官の事務所で提出されるものとするが、それにもかかわらず、配達証明郵便若しくは通常の郵便により、又は司法警察官の前で行われる申告によって行うこともでき、司法警察官は、至急、それを関係する裁判所書記官事務所へ送るものとする。

第 121 条

異議申立ては、判決の執行を停止し、事実及び当事者らを、欠席判決が下された段階へ差し戻す。その後、被疑者の異議申立てを受領する裁判所は、手続を進める完全

な権能を回復し、欠席判決において下された刑事又は民事罰を増大又は縮小することができる。

被疑者の異議申立て時に、裁判所は、欠席判決で行われなかった加重状況を挙げる
こと又は法律に従って被疑者を放免することができる。

第 122 条

裁判所は、異議申立てが該当するか否かを調べる。裁判所が、異議申立てが該当するとみなす場合、裁判所は、それに許容性がある旨を宣言し、それが初めて裁判所に出されたかのように実体的事項について決定するものとする。

第 123 条

異議を唱える当事者が、裁判所により設定された時間に出頭しない場合、裁判所により下される欠席判決は、その当事者の同席があるとみなされるものとする。

第 124 条

異議申立てに関して下される判決には、いかなる当事者も、上訴の裁判所に提起することができる。

第 125 条

刑事犯罪の証拠は、裁判官を納得させるため、例えば、自白により、証人の適切かつ説得力のある証言により、あらゆる兆候に関する調査により、専門知識により、又は現場訪問などの他の法的手段等により、いかなる方法でも提出することができる。その説得力を確かめるため、刑事管轄は、判決を下すために当事者らと弁護士らの間の聴聞及び調査中の質問について提出されたすべての書類を調べることができる。裁判官は、自身の有罪判決を、自身が審理外で取得する個人的な知識に基づかないものとする。

第 126 条

いかなる刑事管轄においても、書記官は、控訴裁判所が手続の合法性を効果的に制御すること及び聴聞中の口頭調査についてできる限り知ることができるように、審理の書面の要約報告について責任を負うものとする。書記官は、手続の進捗状況、証人のあらゆる供述、及び犯罪者の回答を慎重に記載するため最善を尽くすものとする。

上記の要約報告書は、その書記官により署名され、判決が下された審理後 10 日の期間内の詳細なレビューの後に、裁判官によって認証されるものとする。書記官は、この作業を履行しない場合、行政上の懲戒を受ける。

第 127 条

書記官により署名され及び裁判官により認証された要約報告書は、これに反する証

拠があるまで、その内容が有効とみなされる。要約報告書と元の判決の間に不一致がある場合、判決が有効とみなされる。

第 128 条

審理中の調査は公開であるものとし、そうでない場合、無効とみなされる。公判廷での手続は、判決の宣告ばかりでなく、調査及び審理についても要求される。よって、判決は、公判廷における手続に言及するものとする。なぜなら、そうでなければ判決が無効とみなされるためである。

第 129 条

それにもかかわらず、審理は、公判廷での手続が公序及び優良な慣例にとって危険とみなす場合、非公開で実施することができる。非公開審理は、調査の一部に関してのみ実施することができる。別の意味では、非公開手続における時間は、事件の調査に制限される。判決の宣告は、公開であるものとし、そうでない場合は無効とみなされるものとする。

第 130 条

裁判官は、審理の秩序を保ち、及び尋問を実施する人である。

尋問の間、裁判官は、事実の暴露に寄与することなく、尋問を不必要に遅らせる可能性があるいかなることも停止又は拒絶することができる。

証人の聴聞、質問などの尋問の手段の有用性、又は他の問題に関し、検察庁の代表者又は原告と被疑者又は民事上責任のある人の間に異議がある場合、裁判官は、どの手段が受け入れられ又は拒否されるかを知るために、命令により決定し、それを単に審理報告書で言及することができる。

第 131 条

被害者は、裁判官がまだ判決を出していない限り、常に原告になることができる。被害者は、自身が損害賠償を請求する原告になりたいという聴聞を付託する必要がなく、訴訟手続記録に記録するよう要請し、自身により開始された訴訟に関して終結させることを始める。

第 132 条

審理の開始時に、裁判官は、審査する事件を宣言する。書記官は、事件の当事者ら、証人らと呼び、それらの身元を確認する。各当事者は、法廷内の用意された場所で席に着く。証人は、用意された待合室へ退くものとし、そこからは、証人は、法廷を見ることも法廷から何かを聴くこともできず、及び証人はそこで互いに意思を疎通し合うことができない。

その後、裁判官は、被疑者に対して行われた起訴について被疑者を審理する。被疑

者の口頭供述を聴いた後、裁判官は、被疑者に対して事件に有用な質問をし始める。この質問は、裁判官を通じた他の当事者の質問によって完了されるものとする。検察庁の代表者を含むいかなる当事者からも異議がない場合、裁判官は、自身を通じて要請される質問を行う。異議があった場合、裁判官は、自身がその質問をするかどうかの命令を通じて決定するものとする。裁判官からの許可を得て自分で質問する場合を除き、質問はすべて裁判官を通じて行われるものとする。

被疑者の後、裁判官は、民事上責任のある人に、とりわけその人の責任の因果関係について知っているかを聴聞する。

次に、裁判官は、損害賠償請求がある場合、訴状を適切に提出した原告を審理する。裁判官は、原告、原告の事実認識、特に、費用及び原告とその犯罪の間の因果関係に加え、原告が被った損害を示す証拠の要素を審理する。

第 133 条

裁判官は、以下の順序で証人の証言を聴く：検察官の証人、原告の証人及び被疑者の証人。この順序は、重要な理由がある場合に可能となる。裁判官は、真実を明らかにするのに役立たないと自身が考える場合、必ずしも証言を聴かない。異議がある場合、裁判官は、命令によりこの事件を決定するものとし、当該命令は審理の報告書に記録されるものとする。

第 134 条

調査の間に宣誓をしなかった証人は、回答する前に宣誓をするものとする。裁判官の裁量権に従って証言した証人は、宣誓をしない場合がある。証言後、証人は、審問室にとどまることができる。証人の要請に応じて、裁判官は、その証人の審問が必要なくなる場合、その証人が外部にいることを認めることができる。

第 135 条

すべての証拠提出物は、もう一度、証人及び当事者らに示されるものとするが、この工程が行われなかった場合に、判決を無効にしない。

第 136 条

被疑者又は証人が、口がきけず耳が聴こえないが、書き方を知っている場合、書記官は、質問及びそれについてのさまざまな意見を書き留め、回答が書面形式で戻るようにするものとする。証人が書き方を知らない場合、裁判官は、手話を使用することにより当該証人と意思疎通を図ることに慣れている人を通訳者として独自に自動的に任命するものとする。

第 137 条

質疑応答後、裁判官は、引き続き、原告、民事上責任がある人、被疑者、民事上責

任がある人の弁護士又は擁護人，及び最後に被疑者の弁護士又は擁護人に，発言することを認める。上記の正規手続を完了したことは，裁判所審理及び裁判所命令の報告書に示されるものとし，そうでない場合は無効とみなされるものとする。

第 138 条

検察部門の代表者は，審理の実体的事項に関する意見ばかりでなく，付随的答弁に関する意見も有するものとし，当該代表者が裁判所の決定に同意すると宣言する場合，その決定は，法律に従って十分であるとみなされる。

第 139 条

裁判官が判決をまだ読み始めていない限り，当事者らは，常に，当事者らが有用と考える訴訟事件摘要書及び書類を裁判所へ提出することが認められる。

第 140 条

裁判所は，検察庁の代表者，原告，民事上責任がある人，及び被疑者によって有益に提起された付随的答弁に関して中間判決を下すものとする。

付随的答弁が証拠能力のなさに関する場合，裁判所は，事前に，その証拠能力のない付随的答弁を決定するものとする。

ただし，その証拠能力のない付随的答弁の理由を評価するため，裁判所が最初に実体的事項を調べなければならない場合，裁判所は，その付随的答弁を実体的事項に加えることを決定することができる。裁判所は，実体的事項に関する決定とは別の決定により，その証拠能力に関して決定するものとする。裁判所が証拠能力のなさを支持して決定する場合，裁判所は，その実体的事項を調べる必要がない。

第 141 条

聴聞，検察官の起訴及び弁護人の訴答の後，裁判官は，協議のため非公開の裁判官室へ引き揚げる。この段階から，要請又は弁論のいずれも，裁判所へ提示されないものとする。

第 142 条

判決は，すべて，公然と宣言されるものとする。それは，裁判官により音読されることを意味する。判決は，できるだけ早い時間に下されるものとする。判決を直ちに下すことができない場合，裁判官は，当該審理において，判決が宣言される次の審理の日付を発表し，事件の関係者が出席できるようにするものとする。

第 143 条

あらゆる判決は，2つの部分，すなわち判決前の手続の記録と判決自体で構成されるものとする。

判決の一番上に記載される手続の記録は、以下で構成されるものとする：当事者らの姓、名、職業、住所及び役割、弁護士又は擁護人の姓名、当事者らの罪状及び要請（もしあれば）、主たる行為及び聴聞からの異なる事件を示す残りの手続。

判決自体は、2つの部分、判決の理由と頭書文言に細分されるものとする。

a 判決の理由は、裁判所の決定を判定する理由である。

b 判決の頭書文言は、裁判所により講じられる措置又は言い渡される刑の宣告を表す。

第 144 条

あらゆる判決は、起訴の各訴因及び当事者らの各要請に基づくものとする。決定の理由は、正確であるものとし、それは、裁判官の考えを明確にかつ矛盾なく表現することを意味する。

判決の本質的な部分である頭書文言もまた、理由と同程度に正確であるものとする。判決の頭書文言において、その決定の基にされたあらゆる法律文への言及があるものとする。

第 145 条

判決は、裁判官が非公開の裁判官室から戻るときに、すぐに文書に作成され、聴衆に対して読まれるものとする。

公然と読まれる唯一の部分は、判決の理由及び頭書文言である。

判決を読む前に、裁判官は、最初にそれに署名するものとする。

第 146 条

無罪を言い渡される被疑者は、直ちに損害賠償請求を提出することができる。ただし、適格であるために、その請求は、原告に責任があり及びその責任が悪意又は不注意な行為に由来することを正当と理由付けるものとする。その事件を決定した裁判所のみが、この請求を決定する権限を有するものとする。

第 147 条

証拠提出物の返還に関し、被疑者に無罪が言い渡される場合、裁判所は、当該物が被疑者の所有であることが確かな場合のみ返還を命令するものとする。少しでも疑義がある場合、裁判官は、証拠提出物はその正当な所有者へ返還されるべきであると宣言するものとする。このことは、それを請求する意思がある関係当事者に対し、正当な所有者を決定するよう民事裁判所に提起する道を開くことになる。

第 148 条

無罪放免の場合であっても、法律に定められた場合、証拠物は、例えば武器の違法所持又は偽造の場合等、押収されるものとする。

第 149 条

事実が微罪のみである場合、裁判所は、軽微な刑罰を適用し、損害賠償請求がある場合は、損害に関して決定するものとする。

第 150 条

判決の頭書文言において、被疑者の有罪及び民事上責任がある人の責任について宣言した後、判決は、主たる刑罰及び付加刑（もしあれば）を判定するものとする。他方で、判決は、適用される法律の本文に言及するものとする。

第 151 条

刑罰に関する決定とともに、裁判所はまた、補償及び損害賠償に関して決定するものとする。

第 152 条

無罪を言い渡された被疑者は、その決定がすぐに上訴されない場合、直ちに釈放されるものとする。裁判所が刑罰を決定し、勾留されている被疑者が判決を不服として上訴する場合、当該被疑者は一時的勾留にとどまるものとする。

第 153 条

量刑の場合、判決は、禁錮刑及び罰金回収に関して、検察官により執行及び確保されるものとする。補償の支払いに関し、自身の損害賠償を請求する各原告の要請に応じて執行されるものとする。

第 154 条

被疑者が自由にされる場合、上訴は一時的に判決の執行を停止する。これは、被疑者が自由なままであることを意味する。

第 155 条

刑事管轄の相反するすべての判決には、その判決が下された日から正味 2 か月以内に上訴することができる。

第 6 章 控訴裁判所

第 156 条

控訴裁判所は、プノンペンに置かれる。

控訴裁判所の権限は、カンボジア国の全域が対象である。

第 157 条

他の事件においてばかりでなく刑事事件においても、控訴裁判所は、軍事裁判所、州又は市裁判所により行われる決定、並びにこれらの下級裁判所の検察部門により行われる決定のすべてに対する上訴について権限を有する。

第 158 条

判決の間、控訴裁判所は、3名の裁判官で構成され、そのうちの1名は裁判長、1名は検察庁の代表者及び1名は書記官である。

第 159 条

控訴裁判所には、1名の検事総長、1名の副検事総長及び1名の検察官から成る検察部門がある。

検事総長の権限は、カンボジア国の全域を対象とする。

疾病その他の理由による障害がある場合、控訴裁判所の検事総長は、副検事総長に取って代わられるものとし、副検事総長が2名以上いる場合、その中で上級の者とする。

第 160 条

控訴裁判所の検事総長の重要な役割は、控訴裁判所の審理中に自身の結論を与えること、及び控訴裁判所の判決のうち、誤りで又は法律に違反して下されたと自身が考えるものを不服として最高裁判所へ上訴することである。

第 161 条

上訴する権利を有する人は、以下のとおりである。

- 被疑者又は民事上責任がある人
- 損害賠償を請求する原告
- 検察官

第 162 条

被疑者、民事上責任がある人、又は原告であって、自身の上訴権を行使したい者は、自身で又は代理でそれを利用するものとする。その委任状に与えられた権限は、特別であるものとする。

未成年者の父親又は母親のみが、特別な委任状なしで自身の子どもを代理して上訴することができ、それは後見人の委任状と同じである。

第 163 条

上訴は、下級管轄によって調査された事実及び法律のあらゆる点を2番目の管轄(控訴裁判所)へ付託することを意味する委譲効果を有する。

第 164 条

被疑者によって付託された上訴の審理中、控訴裁判所は、さらに刑罰を追加しないものとする。当該裁判所は、被疑者に利益をもたらすという意味で判決を修正することができる。

控訴裁判所は、最初の管轄の裁判官によって決定された犯罪の適格性を変更することができるが、被疑者に対していかなる刑罰も追加されないことを条件とする。

控訴裁判所は、刑事裁判所によって決定された同じ刑罰を維持するにあたり、上訴された判決において言及されたものとは異なる事実、刑法の条文を適用することができる。

第 165 条

被疑者の上訴に関する決定において、控訴裁判所は、主たる刑罰に、最初の管轄の裁判官が決定するのを忘れた付加刑を追加しないものとする。

それにもかかわらず、付加刑が適用されるべき場合、控訴裁判所は、検察部門からの上訴なしで最初の管轄の裁判官によって行われた脱漏を裁判所が修正することが不可能であることを説明しなければならない。

控訴裁判所が上記で指定されたことせずに判決を確認する場合、控訴裁判所の判決は、最初の管轄と同じ欠陥を有するとみなされるものとする。その理由で、この決定は無効である。

第 166 条

控訴裁判所は、最初の級の裁判所により原告のために既に決定された損害賠償金額を増額することによって、被疑者の上訴に関して決定しないものとする。

第 167 条

控訴裁判所は、禁錮刑を排除するため、罰金の割合を増加することができる。裁判所は、禁錮刑がどんなに短い期間であっても及び罰金の割合がどんなものであっても、刑罰の重大さがその期間又は金額に基づかないため、禁錮刑を罰金に変更することができる。ただし、禁錮刑が罰金よりも重いことを意味する、刑の規模の等級の決定に関する場合を除く。

第 168 条

控訴裁判所は、被疑者の上訴に応じて、下級裁判所が忘れた被疑者拘禁に関して、それが刑罰であり権利により適用される執行方法であるため、決定することができる。

第 169 条

最初の管轄裁判所が事件及び原告の上訴を却下する場合、控訴裁判所は、付加刑及

び罰金を含むあらゆる種類の刑罰を決定することができる。

第 170 条

検察官の上訴及び原告の上訴は、被疑者の上訴なしの場合であっても、その罪状及び放免を含み、下級裁判所によって行われた決定に疑問を投げかけ、又は被疑者を去らせることができる。

第 171 条

控訴裁判所は、検察官の上訴に関し、最初の管轄の裁判官が決定し忘れたあらゆる付加刑を決定することができる。

第 172 条

検察官の上訴は、それが一般的である場合、かかる効果を有する。

検察官の上訴が制限される場合、控訴裁判所は、その上訴により決定された制限の範囲内でのみ決定することができる。

第 173 条

検察官の上訴は、その検察官が、刑が寛大すぎることを不服として上訴する場合、一般的とみなされる。

第 174 条

上訴の範囲がどんなことに影響しようと、当該上訴は、検察官の上訴のみに適用することができる。原告の請求に影響を及ぼすことはできない。

第 175 条

控訴裁判所は、最初の管轄の裁判官によって行われた犯罪の適格性確認を変更することができるが、最初の管轄の裁判官が受領しておらず決定しなかった新たな要素を追加しないものとする。

第 176 条

原則として、いかなる当事者により行われる上訴も、その判決を出す書記官の事務所で行われるものとする。上訴人は、他の当事者に自身の上訴について知らせる必要がない。書記官は、この目的のためにのみ使用される登録簿に当該上訴を記録するものとする。書記官及び原告は、記録された上訴に署名又は指紋押捺するものとする。上訴人は、特別な権限を有する代理人により代理されることができる。

第 177 条

上訴は、その裁判所の書記官宛に、配達証明郵便又は普通郵便で送ることができる。

この書簡には、正式に表明された上訴の意思を含むものとする。

第 178 条

上訴は、2 か月の期限内に提出することができる。判決が矛盾する場合、この期限は、当該判決の日を開始する。判決が欠席で行われた場合、期限は、その異議申立ての期限切れの日から判定されるものとする。出席していなかった当事者は、異議申立ての期限の満了前に上訴することができる。

第 179 条

上訴の間及び上訴判決の間、下級管轄により行われた判決の執行は、停止されるものとする。

第 180 条

上訴、判決、事件及び訴状に関する要約書であって、上訴人が自身の上訴に追加すべきと考えるものは、可及的速やかに控訴裁判所の書記官の事務所へ送られるものとする。次に、控訴裁判所の長官は、審理の間に検事総長が起訴を行うようにするため、検事総長へ当該事件を送る。

第 181 条

判決を下される人が逮捕される場合、その人は、検察官又は裁判官の命令により可及的速やかに、州、市の逮捕者収容所からプノンペンの収容所へ送られるものとする。

第 182 条

上訴での欠席判決には、刑事裁判所によって下された欠席判決と同じ手続方法及び同じ期限での異議申立てにより対抗することができる。

第 183 条

異議申立ては、次の審理への召喚を遅らせる。異議申立人が出頭しない場合、二度目に決定して欠席判決を反復的に行う控訴裁判所の判決は、もう一度対抗することができない。ただし、それが最高裁判所に行われる場合はこの限りではない。

第 184 条

控訴裁判所の裁判官によって作成された報告書は、事件の公的なさまざまな書類に記載する目的、裁判所の裁判官に、当事者らの立会いで付託される裁判所の決定ばかりでなく、最初の管轄へ調査及び決定のために提出されたあらゆる要素について知らせる目的を有する。

この正規手続の完成は、判決において言及される。違反すれば無効になるという条件であるものとする。

第 185 条

控訴裁判所が、その裁判官のうちの 1 名に対し、追加の調査を行うよう命令する場合、この裁判官は、その調査が終了次第、新たな報告書を作成するものとする。この報告書は、控訴裁判所が審理の間に検討する事件に同封されるものとし、そうでない場合、報告書は無効とみなされる。

第 186 条

報告書は、書面によるものとし、事件ファイルに同封されるものとする。

上訴人は、当該報告書の読み聞かせ後に尋問されるものとする。単純な事件において、この報告書は要約でよい。ただし、事件が複雑な場合、報告書は、裁判所が事実を完全に認識して事件を調査できるようにするため、より明らかにされるものとする。

第 187 条

報告書の読み聞かせ後、控訴裁判所は、被疑者及び民事上責任がある人を聴聞する。その後、控訴裁判所は、原告（もしあれば）を聴聞する。

上訴する当事者が弁護士によって弁護される場合、その弁護士は、検事総局の代表者の前で聴聞されるものとする。

検察官が上訴人である場合、検事総局の代表者は、当該弁護士の前で聴聞されるものとする。

確立された命令に従わない場合、無効の罰により処罰されない。

第 188 条

証拠を提出する手続は、州及び市裁判所により使用される手続と同じであるものとする。

第 189 条

控訴裁判所は、裁判所を明確にするために自身が重要と考える、専門家評価、公務員による事故現場の訪問、証拠の収集等など、州、市裁判所により利用されるあらゆる調査手段を取ることができる。

第 190 条

控訴裁判所において証拠提出物を提示することは、その提示が最初の管轄で最初に正確に行われたことが示される場合、必要ない。

第 191 条

控訴裁判所は、最初の管轄の裁判官が既に聴取した証人にもう一度聴取する又は聴取しない裁量権を有する。

控訴裁判所は、被疑者、原告、弁護士又は検事総局の代表者の要請があっても、新たな証人に聴取する又は聴取しないことを決定することができる。控訴裁判所が彼らの要請を拒否する場合、これは、控訴裁判所が、新たな証人が審理により多くの明確さをもたらさないであろうと考える場合を意味するが、その場合、控訴裁判所は、上記の動機を含む予備判決を出すものとし、それを出さない場合は最終判決において理由を示すものとする。

第 192 条

控訴裁判所は、最後の調査が不完全であったと考える場合、書面で補足調査を命令する権利を有する。この場合、控訴裁判所は、自身のメンバーのうちの 1 名を調査に指名する。

裁判官を任命する権限及び手続は、最初の管轄における裁判官のものと同じであるものとする。上記の手続により任命される人は、必要な場合、自身の権限を下級の裁判官に再委任することができる。

第 193 条

検察官、被疑者、弁護士、又は原告から同時に多くの上訴がある場合、裁判所に最初に自身の請願を述べるのは検察部門の代表者である。なぜなら、その者の上訴は、起訴のあらゆる問題に疑義を投げ返すためである。

原告及び被疑者が上訴する場合、原告は、最初に自身の供述を述べ、次に被疑者が自身の弁護を述べる。

第 194 条

すべての判決は、理由付けられるものとする。控訴裁判所が、最初の管轄の決定をその決定において示された理由に基づき確認しなければならないとみなす場合、控訴裁判所は、自身がそれらを書き起こす必要なく採用することを、まさしくそのまま発表する。

控訴裁判所の前に、付随的答弁又は新たな要約書が提出される場合、この裁判所は、この事件を新たな局面にする付随的答弁及び要約書に関して明示的に決定を行うものとする。

控訴裁判所が上訴された決定を却下する場合、控訴裁判所は、自身の決定の動機となる理由を提示するものとする。

第 195 条

判決の宣告、言い回し、真正性、署名及び解釈に関し、州又は市の刑事裁判所のものと同じ規則が適用されるものとする。

第 196 条

事実とされるものが軽罪又は重罪ではないため、判決が覆される場合、控訴裁判所は、被疑者の訴訟を却下する。

第 197 条

判決が確認され、事実が重罪又は軽罪罰に処される場合、控訴裁判所は、施設収容命令又は逮捕令状を出すものとする。

第 198 条

控訴裁判所は、最初の管轄によって行われた決定を覆す場合、自身で事件を審理する権利を有する。

違反すれば無効になるという条件で、法律により要求される正規手続の取り返しのつかない違反若しくは脱漏がある場合、又はその決定が付随的答弁に関し、特に事項的管轄権に関して不当に行われた場合にそうである。

第 199 条

事件が完了していない場合、控訴裁判所は、真実を発見するため、あらゆる有用な手段を講じる若しくは講じさせるものとし、又は必要な調査を行うものとする。

第 200 条

控訴裁判所は、判決全体を覆すことを決定する場合、自身で事件を審判することができる。

第 201 条

控訴裁判所は、最初の管轄が使い尽くされていないことから、権限上の理由に基づき審判することを不当に拒否した州・市裁判所の決定を控訴裁判所が覆す場合、自身で事件を審判してはならない。

第 202 条

控訴裁判所はまた、以下の権限を有する。

- 軍事裁判所の検察官及び州又は市裁判所の検察官によって行われた決定に関する上訴を審判すること。
- 公判待ち勾留、保釈又は訴追の理由不存在の件に関し、最初の管轄の裁判官により行われたあらゆる決定に関する上訴を審判すること。

第 203 条

控訴裁判所が、被疑者が勾留されていない事件において、検察官により行われた非訴追の決定又は調査裁判官により指示された訴え却下の決定を覆す場合、控訴裁判所は、公判待ちの被疑者を勾留することを決定できる。この場合、控訴裁判所は、逮捕

令状を出すものとする。

控訴裁判所は、ファイルが完成したとみなす場合、同じ刑事裁判所に出頭するよう被疑者を送るものとする。

第 204 条

控訴裁判所は、公判待ち勾留の決定を覆す場合、被疑者を直ちに自由にするよう命令するものとする。

第 205 条

控訴裁判所は、非勾留の決定を覆す場合、逮捕令状を出すことにより被疑者の勾留を命令するものとする。

第 7 章 最高裁判所

第 206 条

最高裁判所は、プノンペンに置かれる。

最高裁判所の権限は、カンボジア国の全領域及び全管轄に及ぶ。

第 207 条

最高裁判所は、事実に関してではなく、法律に関して決定を下す。それにもかかわらず、最高裁判所は、最高裁判所への二度目の上訴の場合、以下の条文に記載する条件で、事実に関する決定も下す。

最高裁判所の決定は絶対的であり、それは、法律に制限的に定められた一定の場合に改定を求める上訴の場合を除き、法律上の救済がないことを意味する。

第 208 条

民事事件ばかりでなく刑事事件も審判する最高裁判所は、その最高管轄の 1 名の長官を有し、4 名の裁判官、1 名の検察庁から代表者、及び 1 名の書記官によって補佐されるものとする。

1 名の副長官は、長官が不在又は第一任務にいる場合、長官に取って代わる。

第 209 条

最高裁判所が取消しの決定を下すことができる事件は、以下のものである。

- 1 管轄の構成が、法律の規定を遵守しない結果として、裁判官の人数が不十分である又はその他の理由のため、合法でない
- 2 公開の聴聞など、違反すれば無効という条件の必要な正規手続の違反又は脱漏
- 3 法律により与えられた自身の権利又は選択権を適切に利用する、検察庁を含む当事者の 1 つ又は多くの要請又は起訴に関して決定することへの拒否又は怠り

- 4 無能力
- 5 動機の欠如又は動機と頭書文言との間の矛盾
- 6 本質的な法律の違反又は誤用
- 7 事実のゆがみ
- 8 権力の濫用

第 210 条

あらゆる場合において、上訴の供述書は、判決を出す裁判所の書記官の事務所で行われるものとする。この上訴の供述書は、その上訴を決定する裁判所の書記官の事務所の登録簿に記録されるものとする。

第 211 条

上訴の供述書は、関係者により、又は書面で特別な権限を受領する第三者により、又は未成年者の子どもを代理する父親など法定代理人として法律により認められた人により、自ら行われるものとする。

第 212 条

上訴の供述書は、関係者又はその代理人の署名、及び書記官の署名を有するものとする。日付を含む必要がある。その人が署名の仕方を知らない場合、指紋を押捺するものとする。

書記官の署名又は日付のいずれもない場合であっても、上訴の供述書は、詐欺が発見されなければ、なお容認されるが、書記官は、最高裁判所によりその判決において 5,000 リエルの罰金を科されるものとする。この罰金は、当該上訴がその様式で容認されない場合であっても、最高裁判所によって決定されるものとする。

第 213 条

事件を決定した裁判所から上訴の供述書を受領した後、書記官は、直ちにファイルを作成し、それを最高裁判所の長官へ送るものとする。

第 214 条

ファイルを受領した後、最高裁判所の長官は、最高裁判所の書記官の事務所において当該ファイルを番号順に登録させる。

書記官は、上訴人へ直ちに通知するものとし、上訴人は、通知の受領日から 20 日以内に、自身の法的根拠を提唱する供述書を最高裁判所へ提出するものとする。

上訴が検事総長の事務所からである場合、あらゆる法的問題を提起した結論が裁判所に対して行われるものとする。

上訴人が、上記の期間内に自身の権利を使用しない場合、最高裁判所の長官は、当該裁判所の裁判官のうちの 1 名へ事件ファイルを報告書用に送る。上訴人が供述書を

送った場合、書記官は、20日以内にそのことを別の当事者へ通知して返報を求めるものとする。

同じ通知が弁護士宛に送られ、当該弁護士は、その後必要に応じて自身の秘書に複製を作らせる。

上記の正規手続は、遵守されない場合、無効になるという条件である。時間制限が不十分と思われる被害者、上诉人、被告人又はそれらの弁護士は、長官に10日の延長を要請することができる。当該要請は、最高裁判所の書記官の事務所宛に、簡素な書状により提出することができる。

要求された時間制限の満了後、返報の有無を問わず、最高裁判所の長官は、当該裁判所の裁判官のうちの1名へ事件ファイルを報告書用にする。

第215条

裁判官の報告書には、以下を記載するものとする。

- 手続の事実及び法律
- 起訴の要素及び放免の要素の綿密に客観的な事件概要の説示、並びに当事者らから提起されたあらゆる法律問題に対する返答。

報告書は、最高裁判所が解決できる司法問題に対して、見込まれるさまざまな解決策を指摘するものとする。

この報告書は、起訴用に検事総長の事務所へ送られるファイルに付属書類として添付されるものとする。それぞれの事件において、検事総長又は検事総長の代わりに業務を行う代理の起訴が必要とされる。審理の間、結論は口頭でもよい。ただし、重要な司法問題については、説示は書面によるものとする。書面の説示は、審理の前にファイルに同封されるものとする。

第216条

検事総長は、ファイルを調べた後、それを最高裁判所の長官へ差し戻す。このファイルは、次の審理のリストに登録されるものとする。

審理は、公開で開催されるものとする。報告する裁判官は、公然と報告書を読むものとする。その後、検察庁の代表者が、自身の結論を行い、次に上诉人、被告人及びそれらの弁護士へと続く。

討論の終了時、裁判所は、審議のため会議室へ入り、評決を書く。評決は、審理の時点又は最高裁判所により決定される他の審理で申し渡されるものとする。

審理が公開で開催されなかった場合、その限りにおいて、最高裁判所は、いかなる事件に関しても判決を審議し出すことができない。あらゆる当事者は、審理が完結されていない限り、新たな法律問題について自身の弁護士に代理させることができる。応答の権利は常に尊重されるものとする。

第217条

最高裁判所への上訴及び上訴のための時間制限は、停止効果を有する。よって、控訴裁判所の判決の執行は、上訴期間中に上訴がある場合、最高裁判所の判決の発行日まで、上訴の時間中停止されるものとする。

第 218 条

上訴は、また委譲効果を有し、これは、上訴人が当該上訴を判定された判決の一部の問題に明示的かつ綿密に限定しない限り、当該上訴が、対抗された上訴におけるあらゆる問題を最高裁判所へ付託することを意味する。この場合、最高裁判所は、上訴において判定された問題を決定する権限を有する。この判定された問題は、上訴の時点で書記官の事務所の登録簿に記録されるものとする。

第 219 条

原則として、最高裁判所は、最高裁判所の書記官事務所が当該事件を裏付けるファイル及び書類を受領する日から少なくとも 3 か月の期間内に審判するものとする。

第 220 条

最高裁判所の判決は、対抗された判決を管轄が却下するか、又は最高裁判所が上訴を却下する若しくは二度目の上訴を受領後に対抗された判決に代わる独自の判決を出すかのいずれかを、絶対的に動機付けられるものとする。

上訴が却下される場合、対抗された判決は、既判力を取得する。上訴が却下された当事者は、裏付けとなる理由又は方法があっても、同じ判決に関して取消しを求めて再度上訴してはならない。ただし、以下の条項で言及する改定要請に関する場合を除く。

第 221 条

判決が、一般的な委譲効果を有する上訴の後に完全に却下される場合、最高裁判所の判決は、却下された判決の前と同じ状況に当事者らを戻し、当該事件を元の同じ管轄に付託するが、その構成は異なる。

当該却下が、下級裁判所の判決の一部の争点に関する場合、他の争点は同一でとどまるものとし、判決の却下及び移送は、当該上訴において言明された争点のみに関して効力を有するものとする。

ただし、限定的な上訴の場合において、最高裁判所は、一部の争点の却下が判決全体に影響を及ぼす場合はいつでも、判決全体の無効を調べることができる。

第 222 条

事実が、重罪又は軽罪又は微罪ではない場合、最高裁判所は、いかなる犯罪も行われなかったことのみを宣言し、被疑者を無罪にすることを決定し、原告が望む場合に原告が当該事件を民事裁判所へ付託することを認める。

第 223 条

最高裁判所は、付加刑の不当な適用又は下位管轄により不法に認められた手続の停止の場合など、下級の管轄へファイルを移送することなく同じ争点に関して決定することができる。

第 224 条

最高裁判所が、判決は適切であるが、犯行は言及された犯罪に関連するのではなく、同じ刑罰を受けるべき犯罪に関連すると判示する場合、最高裁判所は、取り消さないことを決定し、同じ刑罰及び同じ損害賠償額を維持することにより判決の変更のみをすることができる。

第 225 条

最高裁判所が、より高い又はより低い刑罰を要求する犯罪として事実を検討するべきであると判示する場合、最高裁判所は、判決を取り消し、事件を異なる構成の同じ管轄、又は他の正当な管轄へ戻すものとする。

第 226 条

法的手続の不必要な拡大を回避するため、検察庁の代表者、有罪を宣告された人、原告又は原告の弁護士から上訴を受領した後、最高裁判所は、事実及び法律に関して裁判官全員出席の法廷を開くことができ、最高裁判所が却下して下級裁判所へファイルを戻すことを決定した最初の判決に当該下級裁判所が従わない場合、最終判決を出す。

裁判官全員出席の法廷は、最高裁判所の名義上の長官を含む 9 名の裁判官で構成される。長官が行為無能力の場合、副長官のうちの 1 名が当該長官に取って代わる。裁判官全員出席の法廷における最高裁判所の構成について、当該事件及び最初の上訴に関与した裁判官と以前に関与したことがない裁判官との間に区別はない。別の立場で当該事件に関与した裁判官は、最高裁判所の構成に含めてはならない。

第 227 条

最高裁判所は、事件修正を審査する特別な権限を有する。

第 228 条

事件修正の規定は、判決に対する法律上の救済であり、最終的となり、既判力を得る。

修正の唯一の目的は、有罪を宣告された人の無罪を回復することである。

第 229 条

その修正は、決定を下したのがどの裁判所であろうと、及び言い渡される刑罰が何であろうと、刑事事件において要請することができる。

第 230 条

修正は、以下の場合に要請することができる。

- 1 故殺で有罪決定後に、被害者がまだ生存していることを示す十分な証拠がある場合。
- 2 重罪又は軽罪で有罪決定後に、同じ事実で別の被疑者を有罪とする別の判決があり、彼らの間に共犯関係又は共同がなく、及び 2 つの有罪決定に関連性がない場合。この矛盾は、有罪決定された 2 名のうちの 1 名の無罪の証拠である。
- 3 証人のうちの 1 名が起訴され及び虚偽の証言で有罪宣告された有罪決定後、並びに当該虚偽の証言がなければ、有罪宣告された人の無罪が確立される場合。
- 4 刑事上の有罪決定後、提示若しくは発見されたばかりの新事実又は審理の時点で知られていなかった証拠提出物があり、当該事実及び証拠提出物が、有罪宣告された人の無罪を確立する性質のものである場合。

第 231 条

あらゆる事件において、修正を求める権利を有する人は、以下である。

- 1 司法省の大臣
- 2 有罪を宣告された人、又は有罪を宣告された人に障害がある場合は、その人の法定代理人
- 3 有罪を宣告された人の配偶者、両親、子ども、つまり有罪を宣告された人が死亡する又はいなくなる場合に、物質的又は精神的な利害を有するあらゆる人。

第 232 条

修正要求を受領した後、最高裁判所は、裁判官全員出席の法廷で、修正が要求された第一審裁判所又は控訴裁判所の判決の執行の延期について、明確な動機をもった判決を出すことにより、最大 8 日の期間中に決定するものとする。

修正要求は、事件を最高裁判所による判決へ至らせる効果を有する。

第 233 条

最高裁判所の長官は、書記官に、原告及び弁護士（もしあれば）へ通知させる。原告は、不服申立てを提出するため、通知日から 30 日を有する。

修正のために任命された弁護士は、原告と同じ通知を受領するものとし、自身の秘書に、書記官の事務所にあるファイルの写しを作成させることができる。

原告及び／又はその弁護士に認められた 30 日の期間満了時に、最高裁判所の長官は、ファイル及びあらゆる証拠提出物並びに修正要求を検事総長へ送り、当該検事総長は、30 日の期限内に書面による起訴を作成する。

これらの正規手続はすべて、違反すれば無効になるという条件で要求される。

ファイルが検事総長から戻る場合、最高裁判所の長官は、事件のあらゆる状況を含む詳細な報告書を作成するために1名の裁判官を指名する。

審理時に、当該裁判官の報告書、検察庁の罪状、原告の聴取、及び被告人の弁護士の答弁を聴いた後、当該訴訟は協議を開始し、それから最高裁判所は、自身の判決の条件を出す。

いかなる場合においても、最高裁判所は、審理が公然と開催されない間、判決を協議又は起草しないものとする。

第 234 条

最高裁判所は、当該訴訟の準備ができたときとみなす場合、再び裁判官全員出席の法廷で決定し、その判決は最終的である。これに反して、最高裁判所は、裁判官室へ付託すること若しくは最高裁判所の1名の裁判官を任命することにより、又は特殊な場合において、下位の管轄の調査裁判官を任命することにより、事実の追加調査を行うことを決定することができる。

最高裁判所は、修正を要求した人及びその弁護士の知識を、この追加調査で収集された情報にもたらしものとする。

弁護士は、書類の写しを作成するため自身の秘書を任命することができる。

この追加調査の終了後、最高裁判所の長官は、当該訴訟を公聴会へ提出し、裁判官の新たな報告書、検察庁の代表者の起訴、修正を要求する人の供述書、及びその弁護士の訴答を聴く。

判決は、公然と宣言されるものとする。

第 235 条

認められた刑の執行停止及び大赦は、修正判決の妨げにならないものとする。

第 236 条

有罪を宣告された人の無罪を確立する最高裁判所の判決は、その事件を決定した管轄の事務所、及び有罪を宣告された人が居住する場所の国民委員会のクム又は区の事務所宛に郵送されるものとする。

最終規定

第 237 条

本法律の規定と矛盾する法律規定は、廃止されるものとする。

第 238 条

本法律は、緊急で公布されるものとする。

本法律は、1993年1月28日に、第1立法部の第24回会議においてカンボジア国の国民議会によって採択された。

プノンペン、1993年1月29日

国民議会議長

Chea Sim